

初期契約解除に伴う対価請求の上限額を定める告示(平成28年総務省告示第153号)の概要

告示の概要

- 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額(対価請求額)のうち**工事費用と事務手数料の上限額**を規定。

工事費用	(FTTHアクセスサービス) <ul style="list-style-type: none">戸建て住宅に人員を派遣して行う工事 25,000円集合住宅等に人員を派遣して行う工事 23,000円その他の工事(人員派遣なし) <u>2,000円</u> <p>★土日・休日の場合は<u>3,000円</u>、 夜間・深夜の場合は<u>10,200円</u>を加算可能 (人員無派遣の場合は加算不可)</p>	(CATVアクセスサービス) <ul style="list-style-type: none">戸建て住宅に人員を派遣して行う工事 18,000円集合住宅等に人員を派遣して行う工事 17,000円その他の工事(人員派遣なし) <u>2,000円</u>
	事務手数料	3,000円 (固定通信、移動通信共通)

※上記の上限額以内であっても、通常の中途解約等で請求している額の方が低い場合は当該額が上限となる旨を告示に規定。

※上記のほか、施行規則に基づき、初期契約解除までに利用したサービスの利用料を合理的範囲内で請求可能。